

令和4年2月24日開議

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和4年第1回

杵築市議会定例会追加議案

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

目 次

議案第 36 号 杵築市山香温泉センター（神塩温泉）条例の一部改正について

－ 議 案 書 2 ペ ー ジ －

議案第 36 号

杵築市山香温泉センター（神塩温泉）条例の一部改正について

杵築市山香温泉センター（神塩温泉）条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 24 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市山香温泉センター（神塩温泉）条例の一部を
改正する条例

杵築市山香温泉センター（神塩温泉）条例（平成17年杵築市
条例第90号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（杵築市山香温泉風の郷の事業休止に伴う休館日及び利用時間
の特例）

- 3 令和4年3月1日から杵築市山香温泉風の郷の健康増進施設
が再開するまでの間、第4条第1号の規定中「毎週月曜日及び
木曜日」とあるのは「毎週月曜日」と、別表の規定中「午後2
時から午後8時まで」とあるのは「午後2時から午後9時まで
」とする。

附 則

この条例は、令和4年3月1日から施行する。

